

## 特集・公文書管理法の施行と広島大学文書館

### 特集にあたって

本特集について述べる前に、三月一日、東北・関東地方を襲った未曾有の大震災および福島第一原子力発電所事故で被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

広島大学文書館（以後、文書館）は、来る平成二三年（二〇一一年）四月一日より、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六六号、以下、公文書管理法と略記）が施行されると同時に、公文書管理法第二条第三項第二号の「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けることとなります。

指定にあたり、文書館は、三月七日に内閣府担当官等から視察を受け、専用書庫・閲覧室等諸施設の整備・管理・運営上、全く問題なく、また、業務組織との親和性・法人文書の一元的管理の点で高く評価されました。

本特集では、公文書管理法および公文書管理法が成立する過程での問題点、それに対するひとつの答えである広島大学文書館の申請・認可の過程、高く評価を受けた法人文書管理システムに関する三つの論考・解題を掲載しています。

文書館を設置した牟田泰三前学長は、小さく生んで大きく育てる、とよく語っておられました。予算規模も、施設も本館よりも大きな他大学の館に、当初こそ、羨望の眼差しを持っていました。しかし、文書館は、公文書室と大学史資料室の二室体制をとりつつ、予算面でも

厳しいなか、知識を蓄積し、今日に至ることが出来ました。館員諸君の努力と、その結果としての文書館は、我々の財産であり、大きな誇りとするところでです。

同時に、我々の文書館は、我々だけのものではないとも考えています。文書館としては、今後、法人文書管理のため文書館等を設置しようとしている他の国立大学に最大限、寄与したいと考えています。三つの論考・解題がその一助となれば、何よりの喜びです。

文書館の整備は、いまだ六合目です。未設置の展示室、手狭となった大学史資料室、歴代学長文庫の新設、大学史講義の全学必修化等々、文書館が大学・学生・地域のために出来ること、やりたいことは山ほどあります。

最後になりましたが、広島大学文書館の今日は、多くの方々のご支援、ご鞭撻そして、ご協力のお蔭です。多大なご支援をいただいている浅原利正学長、設立をいただいた牟田泰三前学長、そして、財務・総務室なかでも総務グループの方々、顧問の伊藤隆先生、大濱徹也先生、平岡敬先生、森戸富仁子様、梶山美那江様、戸高一成館長、故木田宏先生、故竹下虎之助先生、そして頼祺一先生、研究員・調査員の方々、貴重な資料を預けていただいている多くの方々のお蔭です。この場を借りて御礼申し上げます。

平成二三年三月

広島大学文書館

館長 小池 聖一